

# 令和6年度 空き家バンク改修等支援事業補助金

空き家バンクに登録された空き家の改修費及び清掃費について、予算の範囲内で補助します。

## (1) 補助対象者

- ◎ 白河市空き家バンクに登録された空き家の購入者又は賃借者
- ◎ 白河市空き家バンクに登録された空き家の所有者（売買物件の改修は対象外）

## (2) 補助の要件（主なもの）

### 【共通】

- ① 居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること
- ② 市区町村税の滞納がないこと
- ③ 当該空家に所有者が定住しないこと

### 【購入者及び賃借者】

- ① 補助金の交付申請時に、購入又は賃借した日から起算して12月以内かつ補助対象の工事が完了していること
- ② 当該空家に5年以上定住すること
- ③ 賃借者の場合は、事業着手前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること
- ④ 町内会に加入し、又は加入する見込みがあること

### 【所有者】

- ① 5年以上賃貸し、定住させるための空家であること（賃貸物件の場合）
- ② 補助金交付後、売買又は5年以上空き家バンクに登録すること（売買物件の清掃費補助を受ける場合）

## (3) 補助率等

	補助率	上限額
改修費	1/2	150万円
清掃費	定額	15万円

### ◎ 「改修費」について

内外装、玄関、居室、トイレ、台所、浴室等を対象とした一般的な改修が対象

#### ●対象となる例

- ・屋根、外壁、雨樋等の補修
- ・クロスの張替やトイレ、台所、浴室など水周りの改修

#### ●対象とならない例

- ・空家の増築及び改築
- ・併用住宅における住宅部分以外の改修や外構工事
- ・エアコンや洗濯機等の購入

### ◎ 「清掃費」について

空家のハウスクリーニング、残置物の処分、空家の敷地内の庭木の剪定・除草等が対象

#### ●対象とならない例

- ・移動可能な家具や家電、その他残置物の清掃
- ・併用住宅における住宅部分以外の清掃等

## (4) 申請方法

- ◎ 申請方法については、裏面をご確認ください。



白河市 市長公室 企画政策課 移住定住推進係  
TEL : 0248-22-1111 (内線 2331)  
MAIL : kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

## 申請方法

◎次の申請の流れに沿ってお手続きください。

◎申請書等は、企画政策課で配布するほか、市のホームページにも掲載しています。

### ①着手前届の提出 **工事等着手前**に以下の書類を提出してください。

- ①着手前届（別記様式）
- ②改修・清掃に係る見積書等の写し（改修費等の内訳がわかるもの）
- ③改修・清掃に係る施工前の写真
- ④改修部位を明記した平面図（改修費補助を受ける場合）
- ⑤所有者の同意書（賃借者が事業を実施する場合）
- ⑥その他市長が必要と認める書類

※本手続き時点においては、補助金の交付を確約するものではありません。補助金の交付は、以下の「⑤交付決定」において決定されます。



### ②改修工事等着手



### ③改修工事等完了



### ④交付申請 **工事等終了後**に以下の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②改修・清掃に係る契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し
- ③改修・清掃に係る施工前及び施工後の写真
- ④改修を実施した部位を明記した平面図（改修費補助を受ける場合）
- ⑤確認済証の写し（確認申請が必要な改修を行った場合）
- ⑥当該空家に転居後の住民票の写し（同一世帯全員分。購入者又は賃借者が事業を実施する場合）
- ⑦直近の市区町村の納税証明書
- ⑧通帳の写し等（銀行・支店・種別・口座番号・名義が記載されているもの）
- ⑨その他市長が必要と認める書類



### ⑤交付決定・確定

◎補助金交付の決定・確定を行います。



### ⑥請求・交付

◎補助金交付請求書（第7号様式）を提出いただいた後、交付となります。

